

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案の概要

1. 背景

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 120 号。以下「法」という。）が平成 17 年 11 月 7 日に公布され、公布の日から 3 月を超えない日に施行されることとされています。

今般、法の施行に伴い必要な事項を定めるため、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号）等の一部を改正し、特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例を受けるための特定優良賃貸住宅の入居者を確保することができない期間、耐震改修支援センターの事業計画等の認可に係る規定等について、次のとおり定めることを予定しております。

2. 改正内容

2 - 1 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部改正

(1) 法第 8 条第 3 項第 3 号の国土交通省令で定める軽微な変更

法第 8 条第 3 項第 3 号の国土交通省令で定める軽微な変更は、工事後の建築物又は建築物の部分の幅、奥行又は高さの数値が当該工事の開始前の数値を上回らない形状の変更とする。

(2) 特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例を受けるための特定優良賃貸住宅の入居者を確保することができない期間

法第 13 条第 1 項の国土交通省令で定める期間は、3 月とする。

(3) 特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例に係る特定優良賃貸住宅の賃貸借の期間

法第 13 条第 2 項の国土交通省令で定める期間は、2 年とする。

(4) 法第 19 条第 1 号の国土交通省令で定める金融機関

法第 19 条第 1 号に規定する国土交通省令で定める金融機関は、住宅金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、銀行、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、信用協同組合、信用協同組合連合会、農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の事業を併せ行う農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 11 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の事業を併せ行う漁業協同組合並びに同法第 87 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会とする。

(5) 債務保証業務規程で定めるべき事項

法第 21 条第 2 項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 被保証人の資格
- 二 保証の範囲
- 三 保証の金額の合計額の最高限度
- 四 一被保証人についての保証の金額の最高限度

- 五 保証契約の締結及び変更に関する事項
- 六 保証料に関する事項その他被保証人の守るべき条件に関する事項
- 七 保証債務の弁済に関する事項
- 八 求償権の行使方法及び償却に関する事項
- 九 業務の委託に関する事項

(6)事業計画等の認可の申請

耐震改修支援センター（以下「センター」という。）は、法第 22 条第 1 項前段の規定により支援業務に係る事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添え、国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 前事業年度の予定貸借対照表
- 二 当該事業年度の予定貸借対照表
- 三 前二号に掲げるもののほか、支援業務に係る収支予算の参考となる書類

(7)事業計画等の変更の認可の申請

センターは、法第 22 条第 1 項後段の規定により支援業務に係る事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算書の変更が前条第 2 号又は第 3 号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

(8)事業報告書等の提出

センターは、法第 22 条第 2 項の規定により支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を提出するときは、財産目録及び貸借対照表を添付しなければならない。

(9)区分経理の方法

- 1 センターは、法第 23 条第 1 号及び第 2 号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。
- 2 センターは、法第 23 条第 1 号及び第 2 号に掲げる業務の双方に関連する収入及び費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配分して経理しなければならない。

(10)帳簿

- 1 法第 24 条第 1 項の支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
 - 一 法第 19 条第 1 号に掲げる債務の保証（以下単に「債務の保証」という。）の相手方の氏名及び住所
 - 二 債務の保証を行った年月日
 - 三 債務の保証の内容
 - 四 その他債務の保証に関し必要な事項
- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じセンターにおいて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第 24 条第 1 項の帳簿（以下単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

- 3 センターは、帳簿（2による記録が行われたファイル又は磁気ディスクを含む。）を、債務保証業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

(11)書類の保存

- 1 法第24条第2項の支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるもの又はこれらの写しとする。
 - 一 債務の保証の申請に係る書類
 - 二 保証契約に係る書類
 - 三 弁済に係る書類
 - 四 求償に係る書類
- 2 前項に掲げる書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じセンターにおいて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって前項の書類に代えることができる。
- 3 センターは、1の書類（2による記録が行われたファイル又は磁気ディスクを含む。）を、債務保証業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

2 - 2 独立行政法人都市再生機構に関する省令（平成16年国土交通省令第70条）

- ・業務方法書の記載事項の特例（附則第2条第1項関係）

独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）附則第12条第1項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、同法第12条第1項第5号に掲げる事項（法第14条に規定する業務）を業務方法書に記載するものとする。

2 - 3 その他

- 2 - 1、2 - 2に記載している内容の他、所要の規定の整備を行うこととする。

3 . 今後の予定

平成18年1月下旬：公布（予定）

平成18年1月下旬：施行（予定）